

健康診査結果票 を 確認しましょう

この通知は、国保特定健診または後期高齢者健診を受診した医療機関で、結果説明を受けられなかった方へお送りしています。

1 『特定保健指導判定』をご確認ください。（※国保特定健診を受診した方のみ）

1 に該当：医療機関で保健指導をお受けになっていない場合は、民間事業者の実施する保健指導の対象となります。

2 に該当:民間事業者の実施する保健指導の対象となります。

※ 同封の特定保健指導案内パンフレットをご覧ください。

同封されていない場合は、後日民間事業者からご案内通知をお送りいたします。

2 『受診勧奨判定値』、『総合判定』、『疾病判定』をご確認ください。

次の ①～③のいずれかに該当した場合は **医療機関への受診** をお勧めします。

① 検査値が「受診勧奨判定値」に該当

②「総合判定」の「直ちに治療が必要」に ☒ あり

③「疾病判定」の「要医療」に該当

※健診ではなく医療の範疇となりますので、自己負担額が生じます。ご了承ください。

3 結果票は裏面の「検査結果の見方」も参考にご覧ください。

[illegible]